

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年 10月 29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500105 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500041 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 5 年 7 月 21 日から平成 15 年 2 月 6 日まで
② 平成 15 年 6 月 30 日から平成 16 年 1 月 1 日まで

A社のB事業所において、前社退職後の平成 5 年 7 月 21 日から平成 22 年 3 月まで勤務したが、請求期間①及び②に係る年金記録が確認できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、複数の同僚の回答から、期間の特定はできないものの、請求者はA社（C市D区）に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、複数の同僚は、A社における厚生年金保険の加入について、社員の希望によるものであった旨回答しており、同社においては勤務していた社員を必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが思料される。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 2 年 3 月 1 日から請求者が同社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成 15 年 2 月 6 日までの期間に係る被保険者整理番号は資格取得年月日順に連番で払い出されていることが確認できる上、欠番がないことから、請求期間①において事業主が請求者を厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。

さらに、A社は厚生年金保険の適用事業所でなく、既に解散している上、請求者は給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の請求期間①における給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、A社における、勤務地や業務内容に変更はなく、継続してB事業所に勤務しており、引き続き厚生年金保険の被保険者であった旨陳述しているものの、オンライン記録によると、請求者はA社において、平成15年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、E社（F市）において、平成16年1月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社は、平成15年6月30日に適用事業所でなくなっており、併せて同社の厚生年金保険の被保険者が資格喪失したときに、請求者が健康保険被保険者証を返納した記録がオンライン記録により確認できる。

さらに、上記のとおり、A社は既に解散し、事業主は亡くなっている上、同社において、平成15年6月30日に被保険者資格を喪失した複数の同僚に照会したが、請求者の勤務について具体的な回答を得られないことから、請求者の請求期間②における勤務実態を確認できない。

加えて、当時の事業所及び事業主から厚生年金保険料の控除を確認できる資料が得られない上、請求者は給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の請求期間②における給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。